

静岡県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 施行者の名称
沼津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画道路事業 7・7・11号 高架側道10号線
- 3 事業施行期間
令和6年4月26日から令和21年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
静岡県沼津市富士見町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 収用又は使用の手続きを保留する事業地
静岡県沼津市富士見町地内